

## 重層的支援体制整備事業について

### 1 根拠

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

### 2 実施の目的

地域共生社会を目指す文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりを目指す。

### 3 事業概要

#### (1) 相談支援

包括的相談支援事業

介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める

多機関協働事業

複合課題を抱える相談者に係る支援関係機関の役割や関係性を調整する

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない人に支援を行う

#### (2) 参加支援

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施する。

#### (3) 地域づくりに向けた支援

介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する。

また、事業の実施に当たっては、“住民同士が出会い参加することのできる場や居場所”、“ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能”を確保する。

### 4 検討スケジュール（予定）

令和5年度 実施計画 策定

新たな地域福祉保健計画に包含する

～6年度 移行準備期間

地域福祉推進協議会のほか、各分野のステークホルダーと協議しながら、  
順次体制を整備していく

7年度 事業 開始